

証券コード 5185
平成30年6月12日

株 主 各 位

埼玉県上尾市菅谷三丁目105番地
株 式 会 社 フ コ ク
代表取締役社長 河 本 次 郎

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2
ラフレさいたま 桜ホール（3階）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第65期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | 当社株式等の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）継続の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fukoku-rubber.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるグローバルの経済情勢を見ますと、米国トランプ政権の政策運営に対する不透明感、北朝鮮情勢や中東における地政学的リスクなどが影を落とす一方、中国やアセアンでは持ち直しの動きが見られるなど、総じて改善傾向あるいは堅調な様相を呈しました。我が国におきましても、企業業績の好調、雇用情勢の安定などを背景に景況感は緩やかな回復傾向を示しております。

当社グループの主要顧客先である自動車産業におきましては、各エリアの販売動向に浮き沈みが見られる中、グローバル全体では引き続き生産を伸張させました。また、低迷していた建機市場についても国内外で大きく回復傾向を示しました。

このような状況下、当社グループの受注状況も底堅く推移し、連結売上高は前年同期比6.5%増の752億24百万円となりました。損益面では、営業利益が中期の構造改革に伴うコスト増やタイにおけるホース事業の負荷等によって前年同期比8.9%減の28億23百万円、経常利益が同18.0%減の27億60百万円と伸び悩み、親会社株主に帰属する当期純損益については当社子会社製ホースの不具合に関するリコール関連損失や固定資産の減損損失を計上したことにより、2億43百万円の損失（前年同期は21億37百万円の利益）となりました。

当連結会計年度における事業別の概要は次のとおりです。

<機能品事業>

国内外における受注が概ね堅調に推移したことから、売上高は前年同期比3.9%増の337億98百万円となりました。一方、セグメント利益については、輸出事業に対する為替のインパクトや中期の構造改革に伴う負担等により前年同期比7.0%減の25億44百万円となりました。

<防振事業>

一部の子会社が中国における韓国パッシングの影響を被っておりますが、総じての受注状況は好調を維持し、売上高は前年同期比10.1%増の282億44百万円となりました。一方、セグメント利益については、中国における減収のインパクトや中期の構造改革に伴う負担等により前年同期比7.8%減の27億59百万円となりました。

＜金属加工事業＞

主に国内トラック及び小型建機関連の受注が堅調に推移したことから、売上高は前年同期比5.9%増の68億62百万円、セグメント利益は同338.0%増の1億8百万円となりました。

＜ホース事業＞

国内外における受注が概ね堅調に推移したことから、売上高は前年同期比4.6%増の34億77百万円となりました。一方、損益面ではタイの事業が引き続き改善の途上にあることや、国内のリコール対応による負荷等もあり、2億76百万円の損失となりました（前年同期は3億54百万円の損失）。

＜新事業＞

OA関連分野等の受注の堅調により、売上高は前年同期比5.2%増の34億95百万円となりました。セグメント利益については、開発や試作に係るコストが増加し、前年同期比25.1%減の2億51百万円となりました。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は65億75百万円で、その主なものは当社及びサイアムフコク株式会社における機械装置等とタイフコク株式会社における工場拡張等であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき資金調達を行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 62 期 (平成27年 3 月期)	第 63 期 (平成28年 3 月期)	第 64 期 (平成29年 3 月期)	第 65 期 (当連結会計年度) (平成30年 3 月期)
売 上 高	70,067	72,216	70,663	75,224
経 常 利 益	4,113	3,370	3,365	2,760
親会社株主に帰属する当期純利益または純損失(△)	2,789	1,968	2,137	△243
1株当たり当期純利益または純損失(円)(△)	161.99	116.68	128.15	△14.72
総 資 産	63,835	63,848	65,153	70,627
純 資 産	34,973	34,930	35,712	36,178

(注) 1株当たり当期純利益または純損失は自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
末 吉 工 業 株 式 会 社	80百万円	100%	金属加工部品の製造販売
株 式 会 社 東 京 ゴ ム 製 作 所	298百万円	100%	ホース等ゴム製品の製造販売
韓 国 フ コ ク 株 式 会 社	4,372百万ウォン	80%	機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売
タ イ フ コ ク 株 式 会 社	114百万パーツ	51%	防振ゴム製品の製造販売
サ イ ア ム フ コ ク 株 式 会 社	480百万パーツ	99%	機能品ゴム製品及びホース等ゴム製品の製造販売
タイフコクパナプラスファウンドリー株式会社	15百万パーツ	26% (26%)	防振ゴム製品の製造販売
株式会社フコク東海ゴムインドネシア	8,550千米ドル	80%	機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売
株 式 会 社 ト リ ム ラ バ ー	2,550千米ドル	100% (100%)	ホース等ゴム製品の製造販売
フ コ ク イ ン デ ィ ア 株 式 会 社	355百万ルピー	100% (0%)	機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売
フ コ ク ベ ト ナ ム 有 限 会 社	15,000千米ドル	100%	機能品ゴム製品の製造販売
上 海 フ コ ク 有 限 公 司	160百万円	80%	機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売
東 莞 フ コ ク 有 限 公 司	3,000千米ドル	100%	機能品ゴム製品、防振ゴム製品及びOA製品の製造販売
青 島 フ コ ク 有 限 公 司	2,010千米ドル	90% (40%)	防振ゴム製品の製造販売
フ コ ク (上 海) 貿 易 有 限 公 司	1,000千米ドル	100%	機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の販売
フ コ ク ア メ リ カ イ ン ク	2,411千米ドル	100%	機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売
フ コ ク メ キ シ コ 株 式 会 社	113.2百万ペソ	100% (4%)	機能品ゴム製品の製造販売
フ コ ク チ ェ コ 有 限 会 社	60百万コルナ	100%	機能品ゴム製品の製造販売

(注) 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数で示しております。

③ その他

イ．重要な業務提携の状況

該当事項はありません。

ロ．重要な技術提携の状況

相手先	契約内容
河北富躍鉄路装備社（中国）	鉄道用ゴム部品の製造に係る技術供与契約
南京富国勃朗峰橡胶社（中国）	鉄道用ゴム部品の製造に係る技術供与契約

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業は主力である自動車関連を始め、建機、鉄道、ＯＡ、医療などのさまざまな分野でグローバル展開している国内外メーカーに製品を供給することで成り立ち、目まぐるしく変化する世界情勢と最適地生産・調達の流れの中で、熾烈な競争にさらされております。

足下の経済情勢を見ますと、日本国内は企業業績の回復や雇用環境の改善によって比較的安定した景況を示し、欧米を中心とした先進国も概ね堅調を維持しておりますが、一方で米国トランプ政権の政策運営の不確実性や英国のＥＵ離脱、中国や新興国の経済の変動、戦争やテロにつながる地政学的リスク等が各国の政治・経済にさまざまな影響を与えており、不透明感を拭えない状況が続いております。

自動車産業は引き続きグローバルベースで生産を伸張させておりますが、各メーカーともＥＶ化を中心とした脱化石燃料車の開発、ＩｏＴ化や自動運転の進化など、技術革新を伴う大きな変革期への対応を迫られており、日本国内の各メーカー、サプライヤーともに従来の枠組みを超えたビジネスへの適応を模索している状況です。同時に中国市場や、インドを始めとする新興国市場への進出も引き続き重要な課題となっております。

長期的・持続的な発展を目指す当社グループとしましても、このような変化への対応を図り、アジア・アセアンに加えて東欧や中米に拠点を拡げてきたほか、事業の再編や管理体制の継続的整備、ものづくりの体質強化に向けたＦＲＰ（Fukoku Revival Plan）の推進などに取り組んでおります。現状は投資先行によるコスト増の圧迫を被る状況ですが、『新しい価値創造に挑戦し、夢あふれる未来づくりに貢献する』という企業理念に則し、世界中のお客様の要望に応える商品並びにサービスを提供していくため、引き続き新技術・新商品の開発や原価低減に注力してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、次に掲げる事業を行っております。

事業名	主要製品及び事業内容
機能品事業	シール部品及びワイパーブレードラバー等の製品の製造販売
防振事業	ダンパー及びマウント等の製品の製造販売
金属加工事業	トラック及び建設機械用金属部品等の製品の製造販売
ホース事業	ホース等ゴム製品の製造販売
新事業	O A、医療、モータ及びウレタン等の製品の製造販売

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

① 当社

株式会社フコク	本社・上尾工場	埼玉県上尾市
	東京事務所	東京都台東区
	大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
	藤沢営業所	神奈川県藤沢市
	群馬工場	群馬県邑楽郡邑楽町
	群馬第二工場	群馬県邑楽郡千代田町
	愛知工場	愛知県高浜市
	西尾工場	愛知県西尾市

② 国内子会社

末吉工業株式会社	本社工場	埼玉県北足立郡伊奈町
	上尾工場	埼玉県上尾市
株式会社東京ゴム製作所	本社工場	神奈川県藤沢市

③ 在外子会社

韓国 フ コ ク 株 式 会 社	本 社	韓 国 京 畿 道 安 山 市
	保 寧 工 場	韓 国 忠 清 南 道 保 寧 市
タ イ フ コ ク 株 式 会 社	本 社	タ イ 国 バ ン コ ク 市
	工 場	タ イ 国 チ ャ チ ャ ン サ オ 県
サイ ア ム フ コ ク 株 式 会 社	本 社 工 場	タ イ 国 サ ム ト プ ラ カ ン 県
	コラート第一、二、三工場	タ イ 国 ナ コ ン ラ チ ャ シ マ 県
タイフコクパナプラスファウンドリー株式会社	本 社 工 場	タ イ 国 サ ム ト プ ラ カ ン 県
株式会社フコク東海ゴムインドネシア	本社工場、第二、三工場	インドネシア 国 西 ジャワ 州
株式会社トリムラバー	本 社 工 場	インドネシア 国 西 ジャワ 州
フコクインドニア株式会社	本 社 工 場	インド 国 マハラシュトラ州ブネ市
フコクベトナム有限会社	本社工場、第二、三工場	ベ ト ナ ム 国 ハ ノ イ 市
上 海 フ コ ク 有 限 公 司	本 社 工 場	中 国 上 海 市
東 莞 フ コ ク 有 限 公 司	本 社 工 場	中 国 東 莞 市
青 島 フ コ ク 有 限 公 司	本 社 工 場	中 国 青 島 平 度 市
フコク（上海）貿易有限公司	本 社	中 国 上 海 市
	北 京 営 業 所	中 国 北 京 市
フコクアメリカインク	本 社 工 場	米 国 サ ウ ス カ ロ ラ イ ナ 州
フコクメキシコ株式会社	本 社 工 場	メキシコ 国 グアナファト州
フコクチェコ有限会社	本 社 工 場	チ ェ コ 国 ウ ー ス チ ー 州

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
機 能 品	2,662 (1,851)	154 (△14)
防 振	1,223 (618)	4 (66)
金 属 加 工	189 (31)	8 (△3)
ホ ー ス	205 (154)	△1 (△26)
新 事 業	293 (55)	43 (△3)
全 社 (共 通)	430 (24)	21 (1)
合 計	5,002 (2,733)	229 (21)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数（契約社員、パート）は()に年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数（名）	前事業年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
1,205 (623)	60 (6)	41.8	12.7

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数（契約社員、パート）は()に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

当社グループの主要な借入先及び借入額は、以下のとおりであります。

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,319百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,887百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,180百万円
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	847百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 70,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 17,609,130株 |
| ③ 株主数 | 17,405名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
J 河 本 株 式 会 社	2,526,000	15.2
K A W A M O T O C M K 株 式 会 社	2,171,000	13.1
渡 辺 ま り	1,343,256	8.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,264,500	7.6
フ コ ク 取 引 先 持 株 会	834,950	5.0
河 本 太 郎	517,471	3.1
河 本 次 郎	517,471	3.1
フ コ ク 従 業 員 持 株 会	504,997	3.0
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	275,000	1.6
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	204,900	1.2

- (注) 1. 当社は自己株式を1,046,078株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式の総数は、1,264,500株であります。
4. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式の総数は、204,900株であります。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成30年3月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	河 本 太 郎	輸送機器事業統括本部長、企画本部、管理本部、財務本部担当 製造本部長、生産技術本部担当 品質保証本部長、技術本部担当
代 表 取 締 役 社 長	河 本 次 郎	
取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	猪 原 昭	
取 締 役 専 務 執 行 役 員	町 田 省 司	
取 締 役 常 務 執 行 役 員	井 上 明 彦	ソーシャルワイヤー株式会社及びプレミアグループ株式会社社外監査役
取 締 役（監 査 等 委 員）	瀬 下 明 人	
取 締 役（監 査 等 委 員）	樋 口 節 夫	
取 締 役（監 査 等 委 員）	高 橋 壽 雄	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）瀬下明人氏、取締役（監査等委員）樋口節夫氏は社外取締役であります。なお、当社は瀬下明人氏、樋口節夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員会は、内部監査室その他内部統制所管部門との緊密な連携のもと、内部統制システムを利用した監査を行う体制としているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役（監査等委員）瀬下明人氏は、長年にわたり財務及び会計、原価に関する業務に従事しており、財務及び会計、原価に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）樋口節夫氏は公認会計士の資格を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
酒 井 達 夫	平成 29 年 6 月 29 日	任 期 満 了	監査等委員である取締役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である各取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

④ 取締役の報酬等の総額

区 分	人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く) (う ち 社 外 取 締 役)	5名 (-)	164百万円 (-)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (う ち 社 外 取 締 役)	4名 (2)	10百万円 (6)
合 計	9名	175百万円

(注) 1. 人員欄の合計は実支給人員数を示しております。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第62回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第62回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

5. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。

イ. 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額

取締役 5名 27百万円（うち社外取締役 -名 -百万円）

監査等委員 4名 0百万円（うち社外取締役 2名 0百万円）

ロ. ストックオプションによる報酬額

当事業年度におけるストックオプションによる報酬はありません。

6. 上記のほか、当事業年度において以下のものを支払っております。

平成29年6月29日開催の第64回定時株主総会決議に基づき支払った役員退職慰労金

監査等委員 1名 7百万円（うち社外取締役 -名 -百万円）

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）樋口節夫氏は、ソーシャルワイヤー株式会社及びプレミアグループ株式会社の社外監査役であります。ソーシャルワイヤー株式会社及びプレミアグループ株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

i) 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	出席状況
取締役（監査等委員）瀬下明人	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席し、監査等委員会8回開催のうち8回出席いたしました。
取締役（監査等委員）樋口節夫	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回出席し、監査等委員会8回開催のうち8回出席いたしました。

ii) 取締役会及び監査等委員会における発言状況

各氏は、主に企業経営への関与の豊富な経験から、取締役会において、議案、報告事項に対し適宜質問し意見を述べております。他方、監査等委員会においては、監査方針の協議を始めとして、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また経営トップとの意見交換の実施により、助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

② 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	58百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の一部の海外連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備についての当社取締役会の決議の内容の概要は以下のとおりであります。（最終改訂 平成30年4月24日）

① 業務の適正を確保するための体制整備に関する原理原則

当社及び当社子会社（以下「フコクグループ」という。）は、法令、定款を遵守し、FUKOKU WAYの実践を通じて、フコクグループの着実な経営基盤の強化と文化・風土改革を推進する。

FUKOKU WAYとは以下の総称である。

イ. 創業の精神

「Yes, We Do!」みんなで新しいことに挑戦しよう！

ロ. 企業理念

新しい価値創造に挑戦し、夢あふれる未来づくりに貢献する

ハ. 2023経営ビジョン

- ・全員参加で、より良い明日を目指す企業
- ・地球環境を大切にし、社会と共に進化する企業

ニ. 2023経営戦略の柱

- ・グローバル視点で事業を拡大する
- ・現場力で品質と環境の改善・改革を追求する
- ・次世代技術・新事業を開拓する
- ・働く喜びを共有できる風土を醸成する

ホ. フコクバリュー

- ・それぞれの挑戦
- ・さまざまな貢献
- ・みんなの成長

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 法令、定款の遵守とFUKOKU WAYの実践

取締役及び使用人は、法令、定款を遵守することはもちろん、高い倫理観と責任を持ち、良識ある行動を通じてFUKOKU WAYの実践を継続する。

ロ. コンプライアンス体制整備

当社は、コンプライアンス体制の整備の取組みを通じてコンプライアンス体制の有効性を確保するとともに、コンプライアンスに関する重要課題や対応についてはコンプライアンス委員会で適切に審議する。

ハ．取締役会の開催

取締役会規程に基づき、取締役会を定期的に開催し、法令、定款に規定された事項のほか当社及びグループ全体に影響を及ぼす重要事項については取締役会において決定する。

ニ．監査等委員会監査

監査等委員会は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査規程に則り、取締役の職務の執行に関する適法性及び妥当性について監査監督を行う。

ホ．内部監査

内部監査室は、業務監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

ヘ．取締役の取引等の制限

利益相反取引を含め、取締役の取引等の制限は、取締役業務執行規程又はその他関連規程においてこれを明らかにする。

ト．財務報告の適正性確保のための体制整備

「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」について、各種手続きの文書化を始めとする社内規程等の整備を推進するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制について一層の充実を図る。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法定議事録、取締役の職務の執行に係る文書については、適切に保存、管理を行う。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会は、事業活動における様々なリスクについて横断的なリスク管理を行うほか、各分野の所管部門が当該部門固有のリスク管理を行う。

これらに加え、当社では以下のようなリスク管理を行っている。

イ．コンプライアンス違反のリスクの管理

ロ．マネジメントシステムによるリスクの管理

ハ．海外に関するリスクの管理

ニ．知的財産に関するリスクの管理

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 中期計画及び年度ごとの方針の管理

中期計画及び年度ごとの方針に基づき、部門ごとに方針、重点課題を具体化し、効率的かつ統一的な管理を行う。

ロ. 職務分掌及び責任の明確化

取締役会の決定に基づく取締役の職務の執行が効率的に行われるために、各社内規程を整備し、運用状況に応じて適切に管理する。

ハ. グローバル事業管理の推進

製品群ごとに地域横断的な事業ユニットを設置するとともに、各業務機能に係る業務主体を機能本部と位置づけ、事業ユニットと機能本部における各部門が横断的なグローバル事業管理を推進する。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 根本原則

当社は、子会社の事業運営、意思決定についてその独立性を尊重しつつ、グループ運営に必要な定期報告のほか、重要事項については関連規程に基づいて当社への事前承認や適時の報告を受ける。

ロ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、リスク管理及び業務の適正を確保する観点から子会社に対して使用人を派遣し、経営に参画させるほか、年2回のグローバル経営会議において子会社の業績確認とともに子会社取締役の職務の執行状況について報告を受ける。

ハ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の位置づけに応じた実効的かつ適切な管理を推進するために、各機能別の取り組みを推進するとともに、重大なリスクについては速やかに当社に報告を求める。

ニ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

子会社取締役の責任範囲と業務分掌が関連規程によって定められ、かつ適切な権限委譲により子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう体制を整備する。

ホ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

関連規程に基づいた当社への承認申請及び報告制度のほか、当社役員、使用人を子会社の取締役等に選任し、法令遵守及び職務の執行に係る情報の早期把握を行い、問題点については迅速に対応する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

イ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき者とその体制の維持に関する事項について規程に定め、必要な場合、いつでも設置できるようにしている。

ロ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

任命された監査等委員会の職務の補助者に対する指揮命令権は監査等委員会が有する。

- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会監査の尊重

当社は、社内規程において監査等委員会監査に対する協力、監査体制の構築及びその尊重について明らかにしこれを維持する。

ロ. 内部監査（業務監査）体制

内部監査室を設置し、監査結果は、適宜監査等委員会にも報告される。

ハ. 監査等委員会への報告体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社及び子会社において、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会に遅滞無く報告する。なお、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

ニ. 内部通報内容の監査等委員会への情報伝達

内部通報制度の運用において通報された法令違反その他コンプライアンス上の問題については、監査等委員会に対し、速やかに当該通報に関する適切な情報伝達を行う。

ホ. 監査等委員会へ報告をした者及び内部通報者の取扱い

当社は、監査等委員会へ報告をした者及び内部通報制度を利用した通報者に対し、当該報告をしたことを理由として、当社又は子会社において不利な取扱いをしない。

ヘ. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の処理の方針

監査等委員の職務の執行上必要と求める費用については監査計画を踏まえ予算を計上し、当社が費用を負担する。緊急又は臨時で職務を執行するために支出した費用についても当社が負担する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ. 基本的な考え方

当社は、企業行動指針に反社会的勢力との関係遮断を宣言しており、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求等にも一切応じない。

ロ. 整備状況

当社は、社内統括部署を設置して情報の一元管理を行うとともに、弁護士、警察、及びその他関係機関等と連携して対応する体制を整備している。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 当社のコンプライアンス体制について

適正かつ公正な事業活動を行う基盤として、当社はFUKOKU WAYにて企業理念、経営ビジョン等を定めており、取締役及び使用人はこれを実践することで、経営基盤の強化を図っております。また、当社はコンプライアンス委員会を年4回開催するほか、法令遵守・不正行為の防止及び早期発見等のために、社外相談窓口（内部通報制度）を設置し、適切に運用しております。

② 職務の執行の適正性・効率性を確保するための取組みについて

当社は取締役会を原則月1回開催するほか、役員及び幹部社員が参加し、事業運営、企業の体制、事業計画等の経営上の重要事項を審議する会議を別途執り行い、適正性・効率性を確保しています。また重要会議には監査等委員も出席し、適宜必要な意見を表明しています。

③ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための取組みについて

監査等委員会、内部監査室及び会計監査人は、定期的に当社及び当社子会社の内部統制システムの運用状況や監査結果について協議及び意見交換を行い、緊密な連携を図ることにより、内部統制システムの運用状況の向上に努めています。また、上記重要会議への出席、重要文書の閲覧、取締役及び使用人からの報告、聴取等により理解を深め、監査の実効性を確保しています。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取組みについて

取締役会を始めとした重要な会議の記録、業務執行に係る決裁文書及びその他取締役の職務執行に係る情報を、文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理を行っています。

⑤ 損失の危険に関する管理の体制について

フコクグループのリスク管理を検討するリスク管理委員会を、年6回開催いたしました。

⑥ フコクグループの業務の適正性及び損失の危険の管理に対する取組みについて

子会社は当社の全社方針に基づいた事業計画を策定し、当社及び子会社の役職員が参加するグローバル経営会議で報告を行うことで、業務の適正性を確保し、半年経過後のレビュー会議にて業務の執行状況を確認しています。なお、これらの会議により、当社が子会社に対し、経営に関する指導・助言等を行うとともに、各規程により子会社の損失の危険及びその他事業運営全般に関して詳細を定め、管理体制の強化を図っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大量買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大量買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大量買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

② 具体的な取組み

イ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の株主及び投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるため、i) 企業理念・経営ビジョンの実現による中長期的な企業価値向上、ii) コーポレート・ガバナンスの強化、iii) 安全で高品質な製品の提供、に取り組んでおります。

これらの取組みは、株主及び投資家の皆様を始め、お得意先、お取引先、従業員あるいは地域社会等のすべてのステークホルダーから評価され、そして、そのことが株主価値の最大化に資するものであると考えております。

ロ. 不適切な支配の防止のための取組み

当社取締役会は、当社株式等の大量買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付行為等を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、平成27年6月26日開催の第62回定時株主総会において、当社株式等の大量買付行為等に関する対応策（以下「買収防衛策」といいます。）の継続について、株主の皆様のご承認をいただきました。

当社の買収防衛策の主な内容は、当社の株式等保有割合が20%以上となるような買付等を行う者または提案する者に対して、i) 買付行為の前に、当社取締役会に対して、買付等の内容検討に必要な情報及び当社が定める手続きを遵守する旨の誓約文を提出すること、ii) その後、当社取締役会から独立した第三者により構成される独立委員会が、その買付等の内容と当社取締役会の事業計画等を比較検討する期間を設けるとともに、当社が定める手続きを遵守しなかった場合又は当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがある場合等には、新株予約権の無償割当ての方法による対抗措置を講じるというものであります。

なお、この本総会において継続をお諮りする買収防衛策の詳細については、平成30年5月15日付で「当社株式等の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の継続について」として公表いたしております。このプレスリリースの全文は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.fukoku-rubber.co.jp/>）に掲載しておりますのでご参照ください。

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断

イ．当社取締役会は、上記②の取組みが当社の上記①の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えます。

それは、i) 企業理念・経営ビジョンの実現による中長期的な企業価値向上、ii) コーポレート・ガバナンスの強化、iii) 安全で高品質な製品の提供といった取組みを事業の重要な課題として推し進めることが、更なる高収益事業構造の構築ひいては企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えること、及び、買収防衛策は、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものでありますので、いずれも当社基本方針に沿うものと考えます。

ロ．当社の買収防衛策は、取締役会の恣意的な判断を排するため、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重して買収防衛策を発動すること等が定められており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	38,485	流 動 負 債	25,795
現 金 及 び 預 金	9,742	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	6,186
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	16,138	電 子 記 録 債 務	5,761
電 子 記 録 債 権	3,982	短 期 借 入 金	5,736
商 品 及 び 製 品	3,784	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,962
仕 掛 品	1,102	未 払 法 人 税 等	256
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,352	賞 与 引 当 金	711
繰 延 税 金 資 産	308	設 備 関 係 支 払 手 形	1,162
そ の 他	1,085	そ の 他	4,016
貸 倒 引 当 金	△10	固 定 負 債	8,653
固 定 資 産	32,142	長 期 借 入 金	3,211
有 形 固 定 資 産	29,779	繰 延 税 金 負 債	761
建 物 及 び 構 築 物	8,783	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,066
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	11,744	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	791
工 具、器 具 及 び 備 品	1,214	そ の 他	1,823
土 地	6,260	負 債 合 計	34,449
リ ー ス 資 産	99	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	1,676	株 主 資 本	32,291
無 形 固 定 資 産	770	資 本 金	1,395
の れ ん	0	資 本 剰 余 金	1,576
そ の 他	770	利 益 剰 余 金	30,270
投 資 そ の 他 の 資 産	1,592	自 己 株 式	△951
投 資 有 価 証 券	840	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,446
長 期 前 払 費 用	10	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	164
保 険 積 立 金	90	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
退 職 給 付 に 係 る 資 産	107	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,281
繰 延 税 金 資 産	328	非 支 配 株 主 持 分	2,441
そ の 他	215	純 資 産 合 計	36,178
貸 倒 引 当 金	△0	負 債 及 び 純 資 産 合 計	70,627
資 産 合 計	70,627		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	75,224
売上原価	62,622
売上総利益	12,601
販売費及び一般管理費	9,778
営業利益	2,823
営業外収益	
受取利息	45
受取配当金	14
ロイヤルティ収入	49
持分法による投資利益	30
その他の	227
営業外費用	
支払利息	114
為替差損	255
その他の	58
経常利益	2,760
特別損失	
減損損失	258
製品保証関連費用	1,761
税金等調整前当期純利益	740
法人税、住民税及び事業税	719
法人税等調整額	62
当期純損失	41
非支配株主に帰属する当期純利益	202
親会社株主に帰属する当期純損失	243

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自 平成29年4月1日）
（至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,395	1,576	30,845	△951	32,866
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△331		△331
親会社株主に帰属 する当期純損失（△）			△243		△243
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	△575	△0	△575
当連結会計年度末残高	1,395	1,576	30,270	△951	32,291

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定		
当連結会計年度期首残高	153	△1	467	2,226	35,712
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△331
親会社株主に帰属 する当期純損失（△）					△243
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	10	1	813	214	1,041
当連結会計年度変動額合計	10	1	813	214	466
当連結会計年度末残高	164	△0	1,281	2,441	36,178

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は、末吉工業株式会社、株式会社東京ゴム製作所、韓国フコク株式会社、タイフコク株式会社、サイアムフコク株式会社、株式会社フコク東海ゴムインドネシア、上海フコク有限公司、東莞フコク有限公司、青島フコク有限公司、フコク（上海）貿易有限公司、フコクアメリカインク、フコクインディア株式会社、フコクベトナム有限会社、株式会社トリムラバー、タイフコクパナプラスファウンドリー株式会社、フコクチェコ有限会社及びフコクメキシコ株式会社の17社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社は、南京富国勃朗峰橡胶有限公司の1社であります。持分法を適用していない関連会社フルイドウェアテクノロジーズ株式会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、連結子会社各社の決算日以降連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づく定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定額法を採用し、在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づく定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金………役員の退職慰労金の支給に備えるため、主として内規に基づく期末要支給見積額を引当計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて、特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引等、金利スワップ取引

ヘッジ対象

原材料輸入に係る外貨建予定取引、借入金の変動金利

③ ヘッジ方針

当社グループのデリバティブ取引は、将来の為替、金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ 取引に係るリスク管理体制

当社グループでは、デリバティブ取引の執行、管理については、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生時の連結会計年度において一括して費用処理しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 59,893百万円

2. 担保に供している資産

担保資産の内容及びその金額

建物及び構築物 2,660百万円

機械装置及び運搬具 0百万円

土地 1,385百万円

合計 4,046百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金 878百万円

1年内返済予定の長期借入金 1,260百万円

長期借入金 887百万円

合計 3,026百万円

(連結損益計算書に関する注記)

製品保証関連費用

特別損失に計上した製品保証関連費用は、連結子会社である株式会社東京ゴム製作所が過去に製造した製品の一部に関して、いすゞ自動車株式会社が市場措置を実施したことに伴う対策費用であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	17,609	—	—	17,609
自己株式				
普通株式	1,046	0	—	1,046

(注) 自己株式の株式数の増加は自己株式の単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	165百万円	10円	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年10月31日 取締役会	普通株式	165百万円	10円	平成29年9月30日	平成29年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	165百万円	利益剰余金	10円	平成30年3月31日	平成30年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヵ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達を、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係る債務は主に設備投資に係る資金調達を、それぞれ目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。長期借入金のうち、金利の変動リスクの重要性が高いと判断したものについては、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権については、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての金銭債権債務に係る為替の変動リスクに対して、一部は為替予約を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき資金担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても各社の担当部署が同様の管理を行っており、親会社の資金担当部門がその管理状況をモニタリングしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2. 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	9,742	9,742	—
(2) 受取手形及び売掛金	16,138	16,138	—
(3) 電子記録債権	3,982	3,982	—
(4) 投資有価証券	321	321	—
(5) 支払手形及び買掛金	(6,186)	(6,186)	—
(6) 電子記録債務	(5,761)	(5,761)	—
(7) 短期借入金	(5,736)	(5,736)	—
(8) 1年内返済予定の長期借入金	(1,962)	(1,981)	18
(9) 未払法人税等	(256)	(256)	—
(10) 設備関係支払手形	(1,162)	(1,162)	—
(11) 長期借入金	(3,211)	(3,175)	△36
(12) デリバティブ取引(*2)	(0)	(0)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、(9) 未払法人税等、

(10) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 1年内返済予定の長期借入金、(11) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(12) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式及び非上場外国債券	518

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,036円89銭
2. 1株当たり当期純損失	14円72銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	20,447	流 動 負 債	13,483
現 金 及 び 預 金	3,724	支 払 手 形	961
受 取 手 形	489	買 掛 金	2,407
電 子 記 録 債 権	2,719	電 子 記 録 債 務	4,675
売 掛 金	8,883	短 期 借 入 金	100
商 品 及 び 製 品	1,255	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,787
仕 掛 品	533	未 払 金	1,207
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	495	未 払 費 用	670
前 払 費 用	15	未 払 法 人 税 金	31
繰 延 税 金 資 産	301	賞 与 引 当 金	644
そ の 他	2,029	設 備 関 係 支 払 手 形	88
固 定 資 産	18,856	そ の 他	909
有 形 固 定 資 産	9,569	固 定 負 債	4,283
建 物	1,853	長 期 借 入 金	2,295
構 築 物	200	退 職 給 付 引 当 金	1,124
機 械 及 び 装 置	3,333	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	535
車 両 運 搬 具	19	債 務 保 証 損 失 引 当 金	328
工 具、器 具 及 び 備 品	616	負 債 合 計	17,766
土 地	3,278	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	268	株 主 資 本	21,376
無 形 固 定 資 産	199	資 本 金	1,395
特 許 権	5	資 本 剰 余 金	1,576
ソ フ ト ウ エ ア	186	資 本 準 備 金	1,514
の れ ん	0	そ の 他 資 本 剰 余 金	62
そ の 他	7	利 益 剰 余 金	19,356
投 資 そ の 他 の 資 産	9,088	利 益 準 備 金	262
投 資 有 価 証 券	461	そ の 他 利 益 剰 余 金	19,093
関 係 会 社 株 式	6,981	土 地 圧 縮 積 立 金	96
長 期 前 払 費 用	4	別 途 積 立 金	6,750
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,253	繰 越 利 益 剰 余 金	12,247
繰 延 税 金 資 産	263	自 己 株 式	△951
そ の 他	124	評 価 ・ 換 算 差 額 等	160
貸 倒 引 当 金	△0	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	160
資 産 合 計	39,303	純 資 産 合 計	21,536
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	39,303

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	36,564
売 上 原 価	32,926
売 上 総 利 益	3,637
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,697
営 業 損 失	1,059
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	32
受 取 配 当 金	731
ロ イ ヤ ル テ イ 収 入	1,007
そ の 他	300
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	12
為 替 差 損	105
固 定 資 産 除 却 損	12
そ の 他	4
経 常 利 益	876
特 別 損 失	
減 損 損 失	107
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	328
関 係 会 社 株 式 評 価 損	720
税 引 前 当 期 純 損 失	279
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	166
法 人 税 等 調 整 額	△30
当 期 純 損 失	415

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
					土地圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金
当 期 首 残 高	1,395	1,514	62	262	96	6,750	12,994
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△331
当 期 純 損 失 (△)							△415
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	－	△746
当 期 末 残 高	1,395	1,514	62	262	96	6,750	12,247

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△951	22,123	150	22,274
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△331		△331
当 期 純 損 失 (△)		△415		△415
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			9	9
当 期 変 動 額 合 計	△0	△746	9	△737
当 期 末 残 高	△951	21,376	160	21,536

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生時の事業年度において一括して費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を引当計上しております。

- (5) 債務保証損失引当金……………関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて、特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの

(3) ヘッジ方針

当社のデリバティブ取引は、将来の為替、金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理のため有効性の評価を省略しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当社では、デリバティブ取引の執行、管理については、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 30,831百万円

2. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権 3,085百万円

長期金銭債権 1,253百万円

3. 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 673百万円

4. 保証債務

(1) 下記の関係会社の金融機関からの借入れに対し債務保証を行っております。

株式会社東京ゴム製作所 (注) 34百万円

上海フコク有限公司 285百万円

青島フコク有限公司 138百万円

フコクアメリカインク 424百万円

フコクメキシコ株式会社 446百万円

合計 1,329百万円

(注) 株式会社東京ゴム製作所に対する保証金額は、債務保証損失引当金328百万円を控除した純額であります。

(2) 株式会社東京ゴム製作所のいすゞ自動車株式会社に対するリコール等対策費用の支払いに対し債務保証を行っております。

1,739百万円

5. 担保に供している資産

担保資産の内容及びその金額

建物 77百万円

機械及び装置 0百万円

土地 483百万円

合計 561百万円

担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金 1,115百万円

長期借入金 425百万円

合計 1,540百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 4,328百万円

仕入高 6,859百万円

材料支給高 695百万円

営業取引以外の取引による取引高 1,949百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
自 己 株 式				
普 通 株 式	1,046	0	—	1,046

(注) 自己株式の株式数の増加は自己株式の単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額 16百万円

少額減価償却資産 7百万円

減損損失 213百万円

投資有価証券評価損 33百万円

関係会社株式評価損 661百万円

ゴルフ会員権評価損 12百万円

未払事業税 12百万円

貸倒引当金 0百万円

賞与引当金 196百万円

退職給付引当金 342百万円

役員退職慰労引当金 162百万円

債務保証損失引当金 100百万円

その他 87百万円

評価性引当額 △1,172百万円

繰延税金資産計 676百万円

繰延税金負債

土地圧縮積立金 51百万円

その他有価証券評価差額金 59百万円繰延税金負債計 111百万円繰延税金資産の純額 564百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引のうち重要なものは、以下のとおりであります。

属 性	会社等の名称	住 所	資 本 金	議決権等の所有割合	事業の内容	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	韓国フコク株式会社	韓 国	4,372百万ウォン	80%	機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売	—	製品の販売、技術供与等	ロイヤルティの受取	255	未収入金	60
	フコクベトナム有限会社	ベトナム	15,000千米ドル	100%	機能品ゴム製品の製造販売	—	製品の販売、技術供与、資金援助等	資金の貸付	424	関係会社貸付金	1,130
								利息の受取	21	未収収益	3

(注) 債務保証は（貸借対照表に関する注記）4．保証債務に記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

韓国フコク株式会社に対するロイヤルティについては、売上金額に応じ一定率の受取をしております。

フコクベトナム有限会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しており、返済条件は平成38年までの分割返済としております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,300円30銭
2. 1株当たり当期純損失	25円10銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

株式会社 フ コ ク
取締役会 御中新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
指定有限責任社員 公認会計士 矢 定 俊 博 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 金 陽 和 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フコクの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フコク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

株式会社 フ コ ク
取締役会 御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
指定有限責任社員 公認会計士 矢 定 俊 博 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 金 陽 和 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フコクの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月14日

株式会社フコク 監査等委員会

監査等委員 高 橋 壽 雄 ㊞

監査等委員 瀬 下 明 人 ㊞

監査等委員 樋 口 節 夫 ㊞

(注) 監査等委員 瀬下明人及び樋口節夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第65期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は165,630,520円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、5名の選任をお願いするとともに、フコクグループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るため、3名増員して取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	再任 かわもと たろう 河 本 太 郎 (昭和28年5月27日生)	昭和51年4月 当社入社 昭和59年3月 当社取締役製造部長 平成5年6月 当社専務取締役管理本部長 平成6年4月 当社専務取締役生産本部長 平成8年3月 当社専務取締役営業本部長 平成9年6月 当社取締役副社長営業本部長 平成11年6月 当社代表取締役社長 平成21年6月 当社取締役会長 現在に至る	517,471株
【選任理由】 当社の代表取締役社長、取締役会長を務めるなど、経営全般に関する豊富な知見と経験を有しており、取締役候補者として適任と判断し、選任をお願いするものです。			
2	再任 かわもと じろう 河 本 次 郎 (昭和31年8月31日生)	昭和55年4月 当社入社 昭和61年6月 当社取締役（非常勤） 平成5年3月 当社取締役開発本部長 平成5年6月 当社常務取締役開発本部長 平成9年6月 当社専務取締役技術開発本部長 平成12年4月 当社専務取締役構造改革プロジェクト室長 平成13年6月 当社代表取締役副社長 平成16年6月 当社取締役 平成17年6月 当社取締役副社長 平成20年6月 当社代表取締役副社長購買本部長 平成21年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	517,471株
【選任理由】 当社の代表取締役社長として、当社グループ経営を担い、強いリーダーシップと経営全般に関する豊富な知見を有しており、取締役候補者として適任と判断し、選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	再任 いの はら あきら 猪 原 昭 (昭和17年8月15日生)	昭和40年4月 (株)ブリヂストン入社 平成3年8月 ブリヂストン/ファイアストン・インク Executive Director 平成6年7月 (株)ブリヂストン購買本部長 平成9年4月 同社取締役購買本部長 平成12年10月 同社常務取締役購買担当 平成14年4月 同社常務執行役員購買担当 平成17年3月 同社退社 平成20年6月 当社入社購買副本部長 平成21年6月 当社取締役管理本部長 平成22年6月 当社常務取締役管理本部長 平成23年6月 当社取締役専務執行役員管理本部長 平成27年4月 当社取締役副社長執行役員管理本部長 平成28年4月 当社取締役副社長執行役員輸送機器事業統括本部 長、調達本部長 平成29年1月 当社取締役副社長執行役員輸送機器事業統括本部 長 平成30年4月 当社取締役副社長執行役員輸送機器事業統括本部 長、企画本部、管理本部、財務本部、営業本部担 当 現在に至る	3,000株
【選任理由】 当社の取締役副社長執行役員として当社グループの経営を担い、また、当社グループ全体の事業構造改 革を推し進めるなど、取締役候補者として適任と判断し、選任をお願いするものです。			
4	再任 まち だ しゅうじ 町 田 省 司 (昭和28年11月5日生)	昭和51年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員上尾事業部長 平成17年6月 当社取締役上尾事業部長 平成21年6月 当社上級執行役員シール機能品事業統括本部長 平成22年7月 当社常務執行役員機能品統括本部長 平成25年6月 当社取締役専務執行役員機能品統括本部長兼シール 機能品事業本部長 平成27年4月 当社取締役専務執行役員機能品統括本部長、生産 本部長 平成28年4月 当社取締役専務執行役員製造本部長、工場統括室 長 平成28年6月 当社取締役専務執行役員製造本部長、生産技術本 部担当 現在に至る	14,831株
【選任理由】 当社の取締役専務執行役員として、当社グループ全体の製造部門を長年牽引してきた実績と「ものづく り」全般の知見と経験を有しており、取締役候補者として適任と判断し、選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	再任 いのうえ あきひこ 井 上 明 彦 (昭和30年11月27日生)	昭和53年4月 日本電装㈱(現㈱デンソー) 入社 平成14年1月 同社ボデー機器品質保証部長 平成24年1月 同社品質管理部TQM推進室担当部長 平成25年4月 当社品質保証副本部長(出向) 平成26年4月 当社入社執行役員品質保証本部長(転籍) 平成27年4月 当社常務執行役員品質保証本部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員品質保証本部長、技術本 部担当 現在に至る	1,000株
	【選任理由】 当社の取締役常務執行役員として、当社グループ全般の品質管理と技術開発を担い、当社の品質管理を向上させた実績と、今後一層の品質、R&Dの強化を図るため、取締役候補者として適任と判断し、選任をお願いするものです。		
6	新任 ごん じゅん もく 権 純 黙 (昭和19年1月10日生)	昭和44年5月 現代自動車㈱入社 昭和57年4月 同社理事 平成4年1月 同社専務理事 平成7年2月 同社退社 平成7年3月 韓国フコク㈱代表理事社長 平成16年6月 当社取締役、青島フコク有限公司董事長 平成20年6月 当社取締役退任 平成27年9月 韓国フコク㈱代表理事会長 現在に至る	一株
	【選任理由】 長年、韓国のグループ会社の経営責任を担い、グループ会社の事業を拡大させてきた実績とこれまでの経営全般に関する豊富な知見と経験から、取締役候補者として適任と判断し、選任をお願いするものです。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
7	新任 おおはし よしひろ 大 橋 由 宏 (昭和34年 7 月 5 日生)	昭和58年 4 月 ニチメン㈱(現双日㈱) 入社 平成 9 年12月 同社北京駐在員事務所化工部門長 平成13年 4 月 同社天津法人総経理 平成20年 1 月 双日ジェクト㈱取締役 平成22年 4 月 双日㈱及び双日ジェクト㈱退社 平成22年 5 月 当社入社管理本部部长 平成22年10月 当社営業本部副本部長兼海外業務室長 平成24年 1 月 当社サイアムフコク㈱代表取締役社長、タイフコク取締役 平成24年 9 月 当社サイアムフコク㈱代表取締役社長、タイフコクパナプラスファウンドリー㈱取締役 平成26年 4 月 当社執行役員サイアムフコク㈱代表取締役社長 平成28年 4 月 当社執行役員アセアンエリア長兼サイアムフコク㈱代表取締役社長 現在に至る	1,200株
【選任理由】 当社のグループ会社並びに重要なエリアであるアセアン地域の経営責任を担ってきた実績と、今後インドを含むアセアン地域の更なる経営強化のため、取締役候補者として適任と判断し、選任をお願いするものです。			
8	新任 きむら たかし 木 村 尚 (昭和37年 2 月16日生)	昭和63年 2 月 新光監査法人入所 平成 7 年 3 月 同監査法人退所 平成 8 年 6 月 アコム㈱入社 平成19年 2 月 同社退社 平成19年 3 月 当社入社経理部次長 平成21年 4 月 当社経理部長 平成25年 4 月 当社執行役員財務部長 平成28年 4 月 当社執行役員財務本部長兼財務部長 現在に至る	2,000株
【選任理由】 公認会計士の資格を有し、当社の執行役員財務本部長として、当社の財務戦略を担ってきた実績と、今後更なる当社グループの経営基盤の強化、効率化を図るため、取締役候補者として適任と判断し、選任をお願いするものです。			

(注) 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役高橋壽雄氏が辞任により退任いたしますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本監査等委員である取締役候補者は、監査等委員である取締役高橋壽雄氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとなります。

なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
新任 なかしま ひさみち 中 島 久 道 (昭和24年11月9日生)	昭和47年4月 当社入社 平成7年4月 当社営業部長 平成13年7月 当社執行役員本社営業部長 平成15年6月 当社取締役本社営業部長 平成18年4月 当社取締役営業本部長 平成18年6月 当社常務取締役営業本部長兼第三営業部長 平成21年7月 当社上級執行役員ダンパー事業統括本部長 平成23年6月 当社常務執行役員防振統括本部長 平成26年4月 当社理事 現在に至る	6,900株
【選任理由】 長年、当社の営業、製造の責務を担い、また常務取締役として経営に携わってきたことから、当社の事業に非常に精通しており、当社の経営や取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行について適切な提言・助言をいただけたと考え、監査等委員である取締役として適任と判断し、選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 中島久道氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

第4号議案 退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を退任する高橋壽雄氏に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとしたたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈時期、贈呈方法は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
たかはし ひさお 高 橋 壽 雄	平成29年6月 当社監査等委員である取締役 現在に至る

第5号議案 当社株式等の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成27年6月26日開催の当社第62回定時株主総会において、当社株式等の大量買付行為等に関する対応策（以下「現プラン」といいます。）の継続を株主の皆様にご承認いただきましたが、その有効期限は本定時株主総会の終結時までとなっております。

当社では、企業価値および株主共同の利益の確保・向上といった観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討をまいりました。その結果、平成30年5月15日開催の取締役会において、現プランを一部修正したうえで本定時株主総会に上程する旨、決定いたしました（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）。

なお、当社は、現時点において、当社株式等の大量買付行為等に係る提案を受けている事実はありません。

記

1. 基本方針について

（1）基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大量買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大量買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大量買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

（2）基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の株主および投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるため、以下の取組みをしております。

これらの取組みは、株主および投資家の皆様をはじめ、お得意先、お取引先、従業員あるいは地域社会等のすべてのステークホルダーから評価され、そして、そのことが株主価値の最大化に資するものであり、上記（1）の基本方針に資するものであると考えております。

① FUKOKU WAYの実践による中長期的な企業価値向上

FUKOKU WAYとは、「創業の精神」「企業理念」「2023経営ビジョン」「2023経営戦略の柱」「フコクバリュー」の総称となります。FUKOKU WAYを実践することにより、経営基盤の強化を図り、中長期的な企業価値向上を目指します。

(i) 企業理念

当社は、企業理念として「新しい価値創造に挑戦し、夢あふれる未来づくりに貢献する」を掲げております。これをもって当社は、100年企業を目指し、創業の精神「Yes, We Do !」(みんなで新しいことに挑戦しよう！)を大切にする「新しい価値創造先進企業」を目指すとともに、世界の人々に快適さと感動を与える「ものと技術とサービス」を創造し、提供していくことで豊かさと喜びに満ちた社会づくりに貢献してまいります。

(ii) 経営ビジョン

当社は、2013年に創業60年を迎え、その10年後のあるべき姿を「2023経営ビジョン」として策定しました。また経営ビジョンを達成するための戦略的支柱である「2023経営戦略の柱」を策定しており、「フコクバリュー」という心構えに基づいてこれらを実践し、中期計画の推進と企業価値の向上に努めてまいります。

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は企業価値の向上と社会的責任を果たすためにはコーポレート・ガバナンス体制の確立、強化が重要であると認識しており、FUKOKU WAYの実践と法令等遵守のための諸活動を通じて、経営基盤の強化と事業活動における規律を向上させることを基本方針として、コーポレート・ガバナンス体制の確立、強化に努めております。

当社は、監査等委員会設置会社という機関設計により、取締役の職務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、経営の透明性の向上を図っております。加えて当社は、戦略的意思決定機能に機動性を持たせるために、業務執行機能の委譲として執行役員制度を採用することで、業務執行の効率化と業務執行責任の明確化を図っております。

また、株主および投資家の皆様のみならず、すべてのステークホルダーに対して等しく情報を開示することで、経営の透明性を更に高めるとともに、経営陣の責任の明確化も図っております。

③ 安全で高品質な製品の提供

当社は、品質最優先を品質方針として掲げております。そしてこの品質方針を達成するために、お客様に提供させていただく製品の品質は、関連するすべての業務を積み重ねた結果であるという考えのもと、お客様に安心して使っていただける製品を提供し続けるため、当社グループの一人ひとりが自分の責務を確実に遂行し、継続して改善にチャレンジしてまいります。

2. 本プランの導入目的と継続の必要性

当社取締役会は、当社株式等の大量買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主および投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、並びに大量買付行為等を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することを決定いたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大量買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大量買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大量買付行為等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、当社におきましては、後述いたしますように、株主構成は比較的安定的に推移しております。しかしながら、当社は、買付者が当社に影響力を及ぼすと判断される程度（20%以上）の大量買付行為等を行うときにおいて、株主の皆様のために必要な情報や時間を確保し、買付者と交渉することの重要性は、他の会社と比較しても、何ら変えることはないと考えております。

平成30年3月31日現在における当社大株主の状況および当社取締役の株式保有状況は、別紙4「当社大株主および当社取締役の株式保有状況」のとおりで、当社創業者の親族等および当社取締役で持株比率40.40%に相当する株式を保有しております。従って、現在は、安定的な株主構成となっております。しかしながら、現在が安定的であっても、それは将来を保証するものではなく、当社株主構成が流動的となる可能性も否定できません。今後、相続などの事由の発生により、株式が分散し安定性が失われる、また、当社がより一層グローバル視点で事業を拡大するためにファイナンス等を実施する結果、当社の株主構成に大きな変化が起きることも否定できません。

また、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者をいいます。以下同じ。）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2「独立委員会委員略歴」記載の3氏が就任する予定です。

なお、平成30年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙4「当社大株主および当社取締役の株式保有状況」のとおりであり、当社は現時点において当社株式等の大量買付行為等に係る提案を受けているわけではありません。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

（1）本プランに係る手続

① 対象となる大量買付等

本プランは下記（i）または（ii）に該当する当社株式等の大量の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を以下、「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

（i）当社が発行者である株式等（注1）について、保有者（注2）の株式等保有割合（注3）が20%以上となる買付

（ii）当社が発行者である株式等（注4）について、公開買付（注5）に係る株式等の株式等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

② 買付説明書の当社への事前提出

買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。

具体的には、買付説明書には、以下の事項を記載していただきます。

（i）買付者等の概要

（イ）氏名または名称および住所または所在地

（ロ）代表者の役職および氏名

（ハ）会社等の目的および事業の内容

（ニ）大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

（ホ）国内連絡先

（ヘ）設立準拠法

（ii）買付者等が現に保有する当社の株式等の数、および買付説明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

（iii）買付者等が提案する買付等の概要（買付者等が買付等により取得を予定する当社の株式等の種類および数、並びに買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注8）その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の買付説明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、買付等に対する株主および投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会および独立委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した書面を提出していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、買付説明書を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社取締役会に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報が、買付等の内容および態様等に照らして、株主および投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会および独立委員会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会または独立委員会が合理的に判断する場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、当社取締役会または独立委員会を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

なお、買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

（i）買付者等およびそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等を含みます。）

（ii）買付等の目的（買付説明書において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、買付等の対価の種類および金額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付け等を行った後における株式等所有割合、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）

（iii）買付等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

（iv）買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

（v）買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要

（vi）買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

(vii) 買付者等が買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

(viii) 買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策

(ix) 買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

(xi) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等から買付等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主および投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

④ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

(i) 独立委員会による当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および当社取締役会または独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書および追加提出された本必要情報等の情報の内容と当社取締役会の事業計画等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（ただし、30日間を超えないものとします。）に買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料、および代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することができます。

(ii) 独立委員会による検討作業

当社取締役会および独立委員会は、買付者等から情報・資料等（追加的に要求したものと含みます。）の提供が十分になされたと認めた場合、対価を円貨現金のみとする公開買付による当社の株式等の全ての買付の場合は60日間を超えない検討期間、その他の買付等の場合は90日間を超えない検討期間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定するものとします。

ただし、独立委員会検討期間は、独立委員会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（ただし、30日間を超えないものとします。）。その場合は、延長期間および当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に、株主および投資家の皆様に開示いたします。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討および買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行うものとします。また、独立委員

会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自らまたは当社取締役会を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主の皆様に対する当社の代替案の提示を行うものとし、

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、

(iii) 株主およびステークホルダーに対する情報開示

独立委員会は、自らまたは当社取締役会を通じて、買付者等から買付等の提案がなされた事実とその概要、提出された本必要情報の概要および独立委員会による検討内容（独立委員会検討期間の開始日および終了日を含みます。）その他の状況のうち独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑤ 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとし、

なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記(i)および(ii)に定める勧告をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行います。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、当該買付行為が以下(イ)から(ホ)に掲げる事由により、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

なお、下記(イ)から(ホ)の要件に該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

(イ) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等

の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合

(ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

(ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

(ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売付けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

(ホ) 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i) 買付者等が買付等を中止した場合または(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止または発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑧ 買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは買付等を開始することはできないものとし

ます。

(2) 本新株予約権の無償割当ての概要

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての要項」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様からご承認が得られた場合には、当該承認決議の時から平成33年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができるものとします。他方、当社取締役会または独立委員会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止または本プランの内容について、当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行います。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同

の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しているとともに、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

（２）企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続されるものです。

（３）株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを継続の条件としております。

また、本定時株主総会においてご承認頂いた後においても、上記３．（３）に記載したとおり、その後の当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更および廃止には、株主の皆様の意思が十分に反映される仕組みとなっております。

（４）独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役または社外有識者から選任される委員３名以上により構成されます。

また、当社は独立委員会の判断の概要については必要に応じ株主および投資家の皆様に情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

（５）合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記３．（１）⑤に記載したとおり、予め定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

（６）第三者専門家の意見の取得

上記３．（１）④に記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントそ

の他の専門家)の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(3)に記載したとおり、本プランは、当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は1年であり、また、任期が2年の監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

5. 株主および投資家の皆様への影響等

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては、本新株予約権の発行自体は行われません。従って本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記3.(1)に記載したとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(1)⑦に記載の手続き等に従い対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。たとえば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により、損害を被る可能性がある点

にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

本新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当方法、行使の方法および当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きま

す。以下同じとします。

- (注8) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。
- (注9) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- (注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大量買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社の社外取締役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者）のいずれかに該当する者の中から当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で善管注意義務および秘密保持義務に関する条項等を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査等委員、従業員その他必要と認める者を出席させ、その意見または説明を求めることができる。
7. 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は、原則として委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故があるときその他やむをえない事由があるときは、当該委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
8. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

なお、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止または発動の停止
 - (3) 本プランの廃止または変更
 - (4) 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定およびその回答期限
 - (5) 独立委員会の検討期間の設定（ただし、対価を円貨現金のみとする公開買付による当社の株式等の全ての買付の場合は60日間を超えない検討期間とし、その他の買付等の場合は90日間を超えない検討期間とする。）および当該期間の延長
 - (6) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
9. 独立委員会は、8. に定める事項に加え、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
- (1) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - (2) 買付者等との交渉・協議
 - (3) 代替案の検討
 - (4) 株主に対する代替案の提示
 - (5) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - (6) 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
10. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

独立委員会委員略歴

1. 瀬下 明人（当社社外取締役（監査等委員である取締役））

昭和44年	4月	日信工業㈱入社
平成4年	4月	同社経理部センター長
平成14年	1月	同社事業センター事業企画室長
平成16年	7月	同社購買部長
平成18年	4月	アケハイ工業㈱代表取締役社長
平成19年	5月	同社退社
平成19年	6月	日信工業㈱常勤監査役
平成19年	6月	㈱ショーワ監査役（非常勤）
平成21年	6月	日信工業㈱および㈱ショーワ退社
平成23年	6月	当社監査役（非常勤）
平成23年	6月	当社社外監査役（非常勤）
平成27年	6月	当社社外取締役（監査等委員）
		現在に至る

2. 樋口 節夫（当社社外取締役（監査等委員である取締役））

昭和49年	4月	監査法人中央会計事務所（後のみすず監査法人）入所
昭和60年	8月	同監査法人社員就任
平成元年	6月	同監査法人代表社員就任
平成19年	7月	みすず監査法人退所
平成19年	8月	新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所代表社員就任
平成23年	6月	同監査法人退所
平成23年	6月	樋口節夫公認会計士事務所設立
平成24年	6月	当社社外監査役（非常勤）
平成27年	6月	当社社外取締役（監査等委員）
		現在に至る

3. 梶原 則子（弁護士）（当社補欠社外取締役（監査等委員である取締役））

昭和61年	4月	第一東京弁護士会登録、梶原法律事務所
昭和63年	10月	成富法律事務所
平成5年	3月	梶原法律事務所
平成12年	1月	山下・遠山法律特許事務所
		現在に至る

※上記3氏と当社との間に、特別の利害関係等はありません。

新株予約権無償割当ての要項

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権の無償割り当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株あたりの金額は1円以上で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6) これら(1)から(5)ま

でに該当する者の関連者（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、当社取締役会は、本新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

（注1）当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注2）公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注3）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又

はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

当社大株主および当社取締役の株式保有状況

平成30年（2018年）3月31日現在の当社大株主および当社取締役の株式保有状況は、以下のとおりであります。

1. 当社大株主の株式保有状況（上位10位）

順位	株 主 名	所有株式数 (株)	議決権比率 (%)	持株比率 (%)	備 考
1	J 河本(株)	2,526,000	15.26	14.34	
2	KAWAMOTO CMK(株)	2,171,000	13.11	12.32	
3	渡辺 まり	1,343,256	8.11	7.62	
4	日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)	1,264,500	7.64	7.18	
5	フコク取引先持株会	834,950	5.04	4.74	
6	河本 太郎	517,471	3.12	2.93	当社取締役会長
7	河本 次郎	517,471	3.12	2.93	当社代表取締役社長
8	フコク従業員持株会	504,997	3.05	2.86	
9	BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	275,000	1.66	1.56	
10	日本マスタートラスト信託 銀行(株)	204,900	1.23	1.16	

（注）当社は1,046,078株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の株式保有状況

氏 名	役 位	所有株数 (株)	議決権比率 (%)	持株比率 (%)	備 考
河本 太郎	取締役会長	517,471	3.12	2.93	当社第6位株主
河本 次郎	代表取締役社長	517,471	3.12	2.93	当社第7位株主
猪原 昭	取締役	3,000	0.01	0.01	
町田 省司	取締役	14,831	0.08	0.08	
井上 明彦	取締役	1,000	0.00	0.00	
合 計		1,053,773	6.36	5.98	

以上

株主総会会場ご案内図

埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2

ラフレさいたま 桜ホール (3階)

電話 048 (601) 1111



■電車をご利用の場合

- ・JR 京浜東北線・高崎線・宇都宮線「さいたま新都心駅」下車徒歩10分
- ・※改札出て左方向へ
- ・JR 埼京線「北与野駅」下車徒歩15分
- ・※東北・北海道・山形・秋田・上越・北陸新幹線をご利用の方は「大宮駅」でお乗り換えください。